

雜 錄

●支那鑛業時報

●滿洲方面

△大青山鐵鑛 最近大石橋の東方にて豊富なる大鐵山發見せられ地方の日支人何れも之れが權利獲得に熱中せりとの情報に接し就て之を調べたり、該鐵鑛產地は大石橋の東方約二十五支里火石嶺の北方、青山杯及大青山の西部に在る標高二百呎の山の中腹に在り、附近を構成する岩石は菱苦土鑛、苦土鑛、粘板岩にして走向北二十度傾斜東方約五十五度なり、鑛床は此苦灰石中に胚胎せる者にして二條の脈狀をなす東部に位するものは脈幅約三十間延長四百間餘西部のものは十四五間の幅を有し延長二三百間なり、此脈中鐵鑛と稱すへきものは局部に點在せるのみにして脈は只赤色に變化せる部分を意味す、此等脈狀の走向及傾斜は一般地層と全く同一にして約南北に走り東方五六十度の傾斜をなせり、鑛床の成因を按ずるに苦土鑛中の小裂罅を鐵液にて充填せるものにして、こは地下より湧出せる鐵液にて裂罅を充たせるものにあらすして只苦土鑛中の鐵分溶液となりて循環し來り此に裂罅を充填せると共に附近の苦土鑛を鑛染したるに過ぎされは鑛脈此の大部分は赤色に變化せるも

眞の赤鐵鑛は僅かに局部に認めらるゝのみ營利的事業としては一顧の價值なきものとす。

◎李官村鐵鑛產地調査概況

▲位置及交通 滿鐵幹線許家屯驛の西方十五支里李官村の對岸に李官村河北と稱する小村落あり產地は此の西山腹に露出するものにして許家屯驛は道路平坦にして交通運搬至便なり。

▲地質及鐵床 附近を構成せる岩石は寒武利亞紀硅岩礫岩及ひ砂岩の互層及累層より成り之れを貫き硅岩各所に噴出す硅石は淡白色緻密のものにして山系の頂に局部的分布をなす而して礫岩及砂岩は平地に其の發達を見る班岩は褐紅色又は淡紅色の岩石にして之れを顯微鏡下に檢すれば陶土狀の正長石を石基として正長石の大斑晶を含める閃長斑岩にして副成分として磁鐵鑛及少量の石英粒を介在す硅石の走向は東北西南にして東西に四十五度傾斜す、鑛床は硅岩層中に胚胎せられ沈澱鑛床にして上鑛は五十%以上の鐵及少量の滿俺を含有する赤鐵鑛なり、而して中鑛以下に至りては石英の混入大なるを以て撰鑛上の困難を免れず。

◎中支那方面

◎灤縣の鐵鑛概況

▲位置 直隸省灤縣鐵鑛は三ヶ所に跨り鑛區を有す一は永平縣の西南桃園地方一は京奉鐵道雷莊停車場の西北十六里の張家莊及胡家莊一は灤縣驛の南十八里司家營地方に在り

以上の地は皆灤河の兩岸にして京奉鐵道沿線より僅かに十餘支里に過ぎず故に交通極めて至便なり。

▲鑛床 皆劣等の赤鐵鑛にして結晶赤鐵鑛及石英を含有し脈幅薄くして帶狀を呈し硅質の成分多く含鐵量平均僅かに百分の三十二にして硅質多きは百分の五十あり含磷甚た少く百分中〇・〇二より〇・〇六にして硫黃分亦然り。

▲鑛量 司家營最大のものにて長一千百米突其平均厚度五十米突とし鑛床の傾斜四十度乃至六十度之れを平面直下五十米突として算する時は約二千五百萬噸亦張家莊は鑛床馬蹄形を呈し長約七百米突にして平均厚度四十米突とし平面直下五十米突として算する時は五百噸とし胡家莊鐵鑛は長約二百五十米突厚度二十五米突とし之れを假りに一百萬噸と算するときは全鑛量三千三百萬噸となるへし。

同鑛は未た手を下す所なく亦大規模の計劃には其價值なきものなりとす。

◎山東省七寶山鐵鑛調査 鑛商曲阜某なるものは同省膠東縣管下七寶山附近一帶の地に於て新に鐵鑛の露頭を發見し其採掘及製鐵に對する意見書を提出せるか此程農商部に於ては審議の結果鐵鑛重視の見知より特に鑛政司僉事翁文灝を派遣し慎重に其調査を行はしめつゝありしか同鑛區の露出部丈の面積にても約七方餘里に亘り鑛質亦良好なれば山東省に於ける一大富源なりと噂するものあるに至り發見者は今各方面に向て有志募集中にして其許可を俟て着手する

の計劃なりと、然れとも政府は鐵特許法により或は其許可を與へざるに至るへきかと杞憂するものありと云ふ。

●南支那方面

●江西省德化城門山鐵鑛概況

同鐵鑛は九江商埠より西南三十五支里南潯鐵道沙河驛より三十里の地にして交通は極めて便利なりとす、同山は近來の發見にして未だ何人も之れに着手するものなし鑛床は赤鐵鑛及褐鐵鑛にして其成分は鑛石百分中鐵六十%以上貧鑛の部分にても三十%乃至四十%を下らず含磷量百分の〇・二三七より〇・三四九に至る鑛質は含鐵量は平均四十%と見做し約六百萬噸を計上すべく獨立經營は難かるへきも更に詳細調査の上探鑛を爲すの必要あるへしと云ふ。

▲江穆省晉龍山鐵鑛 農商部は同省鑛務技師王錫賓の報告により南京秣陵閣附近晉龍山一帶に於て鐵鑛を發見し鑛床の延長約二十餘支里に亘り鑛量甚た豊富なりとて部員丁文口に實地調査を命せりと云ふ。

▲湖北省羅田鐵鑛 羅田縣屬沿河沙磧内の鐵鑛は頗る良質にして土民は碎鑛水淘汰を以て之れを採取し支那式精煉法に依り鑄子を製し湖南方面に賣出しつゝありしか斯業に従事するもの三百餘軒に達せり、汪子剛なるもの大公司を組織して採掘を試みんと計劃中なりと云ふ。

◎鐵鑛特許法草案と參衆兩議員

政府當局は鐵鑛特許法草案を制定し五月一日を以て國會に

提出し其協賛を要求せり該草案は第十五個條より成る其内重要條項を掲ぐれば左の如し。

- 一、鐵鑛探採の特許は本國人を以て限と爲す
- 一、政府は定むるに官督商辦或は官商合辦となす
- 一、鑛業條例及其他關係諸法令優先權及中外合辦の規定を適用せず
- 一、技師以外洋員(外國人)を雇用せず
- 一、鐵鑛公司出の鑛石は政府專賣する事を得
- 一、鑛業條例に照し納税するを除くの外毎噸鐵損税銀四角(四十仙)を加徴す

以上は特許法の主義にして國內の鐵鑛經營を爲すには本國人に限られ是は鐵鑛の國外輸出を禁阻し毎噸鐵損税として銀元四角(四十仙)を加徴するに至りては重課に過ぐ特に國內製鐵事業の道を保護するに非らず嘗て地學者リヒトニーベン男研究の結果に依れば中國にして若し誠實の行政を以て近代的经营を施さは則ち中國產出の鐵鑛及石炭は世界第一位の鑛產國たり依て誠實の行政を以て鐵鑛事業の保護獎勵を爲し富國の策を建らざる可らず然るに該法案の如きは之れに反し國內の鐵鑛事業をして益々萎靡銷沈せしむるものなり、蓋し鐵鑛經營の事業は大資本有るに非らされは不可なり故に必ず外國の資金を利用するは最も策の得たるものとす此中國資本缺乏に際し銳意外國の資金と進歩せる技術を招致提倡し所謂近代的經營を以て富源の開發を求むる

を急務とす、若し鐵鑛經營にして本國人に限り之れを許可するか如き狹隘なる範圍にては鐵鑛事業の隆盛發展は假へ官督商辦或は官商合辦となすとも到底良好の結果を見ること能はざるへし現に保和公司及其他此顯著の例尠らずして關係官吏腐敗の素地となり、事業の發達は終に躋可らず中國は數千年來官僚風紀紊亂し收賄を受けて私營を許すの積弊あり、今にして之か解決をなすにあらされは中國官僚と商工業の關係有るに至りては鐵鑛事業の發達上害有りて一利なし今吾國第一位の事業にして鎖國的法案を設け其開採を制限し國內產品の輸出と海外資本の輸入を阻止するは貧に甘し致富の方策を思はざるに齊し、見よ日本は維新前法律の權威振はす人民の權利亦尊重を見す故に鑛山事業の如き尙十分の成績無かりしか明治に至り法律の權威と世に人權を共認する所となり亦鑛山事業も保護するに至り遂に勃然とし興るに至る中國の現時は既に法律に依て人民の權利を賦し忽ちにして又當局者蹂躪して毫も顧みず此の如き狀態にては鑛業の發達を求めんと欲するも必ず不可能たるへし。

民國三年一部有識の政事家は開發の主義鼓吹に依り外國資金を收むるを有益無害とし特に達識を以て外資輸入の鑛業條例を制定するも乃ち思慮蒙昧の政治家に由て阻礙せられ今に至るも尙ほ實在的效果舉らず而して門戸閉鎖主義の鐵鑛特許法草案を制定せんと欲す増々中國商工業を舊時代に

進歩せしめ全く近代的施設に背き民國主義の精神を没却す故に吾人は共和政體の國會議員を望まざるに非ざるも國家の富源策及時代の新傾向を根據となし此種法案に對しては慎重討議を要す云々として反對意見を發表せり。

以上の如く參衆議員に於て非常の反對の説を唱へ今や同案は議會の一問題となれり。

◎南洋支商鐵鑛特許法に對する意見

南洋各地に在る歸化支那商人等は王經邦等十八人を代表者として鐵鑛特許法に對し特に意見書を具し參衆兩院に提出せり其要に曰く第二條中華民國人民に非らされは鐵鑛公司の株主代表を爲すを得ず云々は鐵鑛前途に對し大關係を及ぼすものにして我邦貧弱已に極點に達し地の利を開發するを得ず然れ共も國家の富強を圖るは鑛務の發達を當今の急務とす殊に鐵鑛の如きは急中の急とす此秋に當り巨額の資本を要する製鐵事業は何に依て其整頓を爲すことを得へきや在南洋の華商は久しく海外に在り敗産の關係上已を得ず外籍に入る者にして祖國に對しては則完全なる中國人民なり今若し外籍の關係を以て鐵鑛公司の株主となるを得ざるに至りては國家の爲め甚た遺憾なり、依て同第二條の項末に

但し有資本の華商の外籍にあるものは此限りに在らず或は歸化華商にして歸國中華民國の國籍に復籍せんとする者は此限りに在らずの項を追加すること。

第六條及第七條は鐵鑛發達の見知より尙慎重の審議を要す云々。

◎鑛業合辦手續に就て 支那に於て鑛業を興さんとするときは必ず農商部發布の鑛業條例並に同條附則の民國四年五月二十四日發布の鑛商資格規則（支那鑛業時報第三十一號第八十二頁參照）に依らざる可らず此等の法規に依り正當手續を経て其許可を得ること決して困難に非らず而して一旦支那名義を以て許可證を得たる後は之れを日支合辦其他の方法を以て經營に従事することは甚た容易なることも我邦人中には之れを知らずして往々其手續を誤り或は最初より難行の合辦形式を採らんと欲するを以て巨多歲月及費用を投するも猶成功せざる者多きか如し前記鑛商資格規則は採鑛出願書式の骨子なれば充分の研究を要す該條文中の保證人云々は唯た當該官憲に於て出願人の身元を確むる爲め商務會重役の證明を求むる者にして決して該保證人に無限責任ある者に非らず從て其保證を得る事は敢て難事に非らざる可しと云ふ。

●在英國製鐵所技師大石源治氏の來信 本年

五月一日發にて某所に達せるものなり。

前略當地は本月より花さく候と相成り内地より約一ヶ月時候遅るゝように思はれ候目下邦人當地に七名此他近日吳より寺田章氏外一技師（兩氏目下倫敦滯在中の由承り候）見える筈につき其内九名に相成る可く候時々自炊の日本め

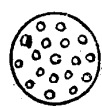
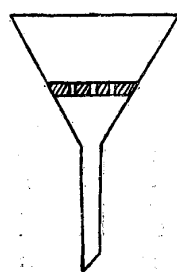
しに牛鍋をつゝく事有之候近頃やゝあたゝかく相成候間大抵毎土又は日曜には郊外を相携へて散歩仕り候。

當地に來りてより會話、作法等に一方ならずくるしめられ申候頃日漸く意志の疏通位は出来るように相成り候へ共未だ充分には御座なく候。

學校にては引つゞき分析の稽古を致し居り今迄鹽酸、硝酸等に溶解する鋼中の炭素、硅素、滿俺、燐、硫黃、鐵、クローム等の分析を終り目下同上中の銅の分析を致し居り候、炭素はカラーテストのみに候一年級は前記の内鐵迄にて終るはづにてクローム、銅以下二年級の範圍に候小生は講義を聞く力無之候間専ら實驗をして居る故此方だけ早くすゝみ申候、なほ滿俺鐵、シリコスपीゲル等の分析も仕り候滿俺鐵の滿俺は其量(%)多きため試料を少くとるだけが他とことなり候、滿俺鐵、シリコスपीゲルは試料を粉末にしなほ使用の際アゲートモルタルにて再びすりつぶして用ゐ候(其他普通鋼の試料はセンバン削)滿俺鐵は酸に割合容易にとけ申候へ共シリコスपीゲル(硅素一〇%以上のもの)は王水を用ゐねば六ヶ敷さらしく候主として Arnold and Tbbotson 著 "Steel Works Analysis" 1907 によりて實驗致し居り Tbbotson 氏の指導をうけ居り候同書は理論も中々よくかいてあるように御座候ことに實驗を終る迄に要する時間の示してある所など便利と奉存候而して此時間はすべて道具がそろへてありなれた人がなすとすれば書物

通りに出来るらしく御座候但同書にはシリコスपीゲル分析に王水を用ゐよとはして無く硫酸と弗化水素にてまづ硅素を分解氣發せしめ(同書二七一頁)次ぎに硝酸を加へるようを書いてあり申候へ共これは硝子を浸しフラスコは一度ぎりかと思はれ候、硫黃はをしなべて時間を取り申候へ共 Arnold and Hardy 法(一一七頁)にて醋酸鉛を用ゐる方法

によれば一時間位にて略よろしき結果を得られ候但し此方は酸に完全にとける鋼及びバーアイオンに適するも鼠銑鐵には不適當に候正確なる結果は重量分析にて一日以上を費して出し申候燐は最も心地よく結果出て候事 Handy 法にても宜しかるべきも Tbbotson and Brearley 法(一四三



filter dire

頁)にて重量分析をなせば一時間位にて一層正確に結果をえられ申候、凡て當所にてはフィルターデイクとペーパープ又はアスベストスバルプを盛んに使用し、濾紙は比較的用ゐる場合少なく

候この方が早く濾過出來申候アッシュもフィルターペーパー

とあまり差なく候、非常にエンドプロダクトの少量のものは如何かは存ぜず候へ共今迄の所大低アッシュの量はネグレクト仕候但し鋼中の硅素は天秤を餘程こまかくよむ必要あり、しからばアッシュもかんがへる方宜敷きかとも奉存候當所にては Theory of Analysis といふ講義あり各學年

に有之(隔週一時間位の割かと奉存候へ共頗る不規則に候)實驗を分解的に局部局部の反應を實驗にて示しながら講義有之候實際かくなるといふ事は實驗上明瞭なれど反應式の不明又はそうなる理論の不明のものも勿論あるように候へ共それ迄問ひつめる時 I don't know と答へられる所むしろ奥ゆかしく徹底的(現時の科學の示す所にて)に研究せられ居るに近しと見はれ候尤もIbbotson氏はB. Met. (Sheffield,) B. Sc. (London)にて白髮のチャールズ・チャーターにて分析のみやつて居る人に候講義の一局部を例示すれば次ぎの如き調子に候。

Our analysis is chiefly concerned with volumetric work. An equivalent in gms. of active reagent in 1000 c.c. of solvent gives a normal solution.

I. Acidimetry and Alkalimetry.

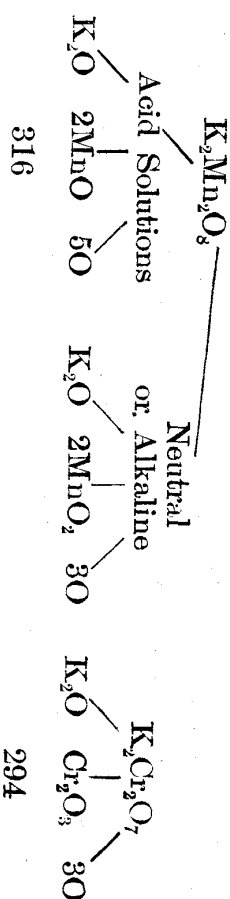
II. Precipitation Methods.

III. Oxidation and Reduction.

.....

Reduction and Oxidation.

HNO₃ solution is not often used in this work as it acts so slowly, but we have 2 salts KMnO₄ and K₂Cr₂O₇ which can be obtained in a pure state, the corresponding sodium salts are deliquescent.



Yields 50 ≡ 10 H

In N solution 31.6 gms 1 L.

gives 30 ≡ 6 H
49 gms 1 L.

The normal solutions are usually too strong so that $\frac{N}{10}$ solution is generally used, in Steel analysis with FeSO₄ or Fe" salts.

Reactions.

MnO → MnO₂ can be achieved.

1 By KClO₃ + HNO₃

2 Bromine and Ammonia

Steel analysis

3 By Na₂O₂

4 " K₂Mn₂O₈

MnO → Mn₂O₇ can be achieved by.

1 Sodium Bismuthate and oil HNO₃

2 Am₂S₂O₈

3 Pb₃O₄ or by Lead Peroxide

Cr₂O₃ → CrO₃

1 K₂Mn₂O₈ Stead, Uignal, & Galbraith.

2 Am₂S₂O₈

尙小生はあまり指導にあづからず候へ共 Knowles 氏(講師)は Steel Making and Testing という講義と實驗とを教授せられ小生の一度みた實驗はルツボにてメルチングを行ふ所に候學生が原料を秤量しルツボに入れ職工がルツボを上げ鑄型につぎこみ講師がアルミニウムなどなげこみ其後鑄型をとりはづすまで見せられ申候午前十一時頃より一時頃まで原料をルツボに入れ爐に入れる所をみ三時半頃よりルツボをあげかたにつぎ型をはづす實驗を見其れが四時半頃に終り五時放課に都合よくはこばれ晝食も出來晝食後一時間位分析室で仕事も出來申候其講義も頗る實用的にて直譯的をはなれ居るらしく思はれ候例へば

Analyses of Steel Making Materials Swedish White Pig.

The Swedish p. i. differ from English, in that they contain less S and P. General Analysis.

C	Si	Mn	S	P
3.5—4	trace—3	trace—1	.02	.015

Typical brands of Swedish white p. i. are the following:—

In Steel making different brands may be used.	D. K. H. } Lancash. W S } L } Walloon. o o }
---	---

Materials	C	Si	Mn	S	P
These first four are the pure materials used in steel making	Swedish W. I. 3.8	.2	.3	.02	.015
	V M 3.0—3.5	trace to .02	trace	.01	.01
	Swedish Bar Iron .05	.02	trace to 15	.012	.012
	Swedish Converted Bar .8—2	.02	trace to 1	.012	.012
* Boiler Plate Forged Bar	15.—25.	.04	.5—6	.05	.06
Ferro-Mn	7	.25—.5	25—80	.01	.15
Spiegeleisen	7	.25—5	10—25	.01	.15

* The boiler plate scrap used is not a pure material and first quality cutting steel is not made from it.

Al. The Al used in steel making is 100 % Al.

Charcoal. The effective C is from 50 to 60 %.

It absorbs up to 12 % of moisture from the air.

Crucible Steel melting There are three methods.

1. Swedish Bar Iron Melted with Swedish white Iron or V M (American Washed Iron)
2. Swedish Converted Bar alone. The right temper is selected.
3. Swedish Bar Iron Melted with Charcoal. &c.

Crucible Melting Terms.

(1) "Slagging" This is the removal of the "root" or accumulation of slag round the bottom of the pot which is chopped away when soft by a slagger. This economises fuel as the heat has not penetrate the slag in the second

round.

(2) "Mopping" This refers to the removal of comparatively large amounts of slag before teeming by means of an iron-rod which is spun on the surface of the molten metal, collecting the slag on the end and making the rod look like a mop. This is done immediately before teeming.

(3) "Skimming".....

(22) Catched.....

と云ふ風の講義に候。

アーノード氏の講義は Honours Lecture に出席仕り候わからぬ所多く有之候へ共氏の實驗を多く述べられ頗る有益と奉存候ノートは友人のたすけを得てとくのへ申候同氏の鐵冶金學の講義は未だ出席仕らず來學期には出たしと奉存候。

船腹問題より英國鐵鑛の問題屢々新聞にのる事已に御承知の事と奉存候三十五%前後の貧鑛をもち富鑛は輸入にまぢ今迄かく製鐵業發達せる事は石炭多きためとはいへ造船國なりとはいへ其偉大なる努力は感服仕り候當國鐵鑛に關する小冊子先月二十四日宛郵送仕り候もとの御住所に宛て申候途中船がしづむ事なくば先生の御手元につく事と信じ居り候。

小川參事先頃御歸國相成り候英國製鐵所は我八幡に比す

れば小さきもの舊式のもの等多き由さりながら此舊式或は小規模多き中よりかくの如く良質の品物を造るは大に學ぶべき點かと奉存候年ふりし事も一原因なるべけれども一事にいそしむ氣風いと尊く思はれ候、但近頃勞力の缺乏等より舊慣を墨守する氣風をはなれ新式機械力を用ゐる風（アメリカ式）を來り候。

當セフィールド大學は工科大學の外に冶金大學を分立せしめる提案出て居り候此戰爭は腦の戰爭にて試験管をにぎる人往々戦場の猛者以上のはたらきをする事あるは一般にみとめられし所而して戰爭は冶金學にまつ所多く冶金學は工科と理科と双方に關係あり之れを分立せしめ Faculty of Pure Science, Faculty of Applied Science, Faculty of Metallurgy の如くしようといふ建議出て居り候（目下セフィールド大學は法、文、理、醫、工の五分科あり前記の建議成立すれば更に冶を加へ六分科になるわけに候）Hadfield's Ltd. に於て Sir Robert Hadfield 氏が冶金大學獨立の必要をとかれし旨去月十四日セフィールド、テレグラフに出で居り候、

戰爭はすべてを番狂はせるものにて當大學にても近々日本より化學實驗用磁製坩堝をとりよせる由小生にはなされ候硝子なども日本より輸入あり候品物よかれかしと祈居り候、當大學には硝子科有之候硝子の研究は必要にて日本にもどこか高工位に一分科を設けたらよからんと思はれ申

候新聞にて已に御承知と奉存候へ共當國にては硝子のレサ
ーチの委員出來單に板ガラス等のみならず化學用器具は勿
論レンズの製造等に迄研究し行々獨逸品の助けなくともや
つて行けるようする決心に候コシガミ等は今では成功し獨
逸輸入當時より安價に同質のものをうる由に候耐火材料の
研究ことに硅酸質材料の研究も盛に行はれレサーチをつく
る建議案出て居り候

米國にては本年は製鋼力一ヶ年四千五百萬噸にて戰前に
比較し五割ましたとか四月二十七日のI. & C. T. R. にあり我
國が其百分のいくらでは致方なく大いに努力を要すと相感
じ申候時下御大切に被遊度候 敬白

●製鐵獎勵法案に對する各新聞の社説

●大阪毎日新聞は製鐵獎勵法案と題し

■我國朝野の製鐵業發達に苦心するや久し曩に製鐵調査會を組織して之か研
究に勤め更に其成業を經濟調査會に移して一層の精煉を経而して遂に之を議
會に提出して之か實行を期せんとす政府亦勉めたりと謂ふへし。

■提案の内容は(一)年額三萬五千噸以上の製鐵能力を有する製鐵所の敷地に
對して土地收用法を適用すること(二)年額三萬五千噸以上の製鐵又は製鋼能
力を有する製鐵所に對し開業の年及び其翌年より十箇年間所得稅營業稅府縣
稅市町村稅等の一切の課稅を免除すること(三)年額三萬五千噸以上の製鐵又
は製鋼能力を新に増加する毎に前項の特典を與ふること(四)前資格の製鐵所
に對し機械器具及び材料の輸入稅を免除すること等を主とす

■其法案の精神を見るに有らゆる特點及び保護を與へて製鐵業の發達を期せ
んとするにあり其工場設立に便宜を與へ其課稅を免除するか如き保護の優渥
なる之れ以上に至るへからず若し能く之を實施するあらは則ち製鐵業は其發
達を期し得へきを疑ふへからず

左れと此獎勵法は専ら三萬五千噸以上の製產力あるものに對して適用する
のみ三萬五千噸以下の小製鐵業にありては一毫の保護に浴すへからず、シカ
モ製鐵事業は其の資本を要すること多く他の工業と同視し難し三萬五千噸以
下の製產力に過ぎざるものと雖も其資本額よりする時は實に大會社たるへし
而して此大會社は其保護に浴すること能はずとせば製鐵業に従事するものは
更にヨリ大なる資本を投するものならざるへからず

■製鐵業は至難の工業として目せらるる之に對して大々的資本を要とせば天
下誰か斯の如き巨資を至難の事業に投するものあらん即ち保護の資格を三萬
五千噸に限りたるは小工業の興起を抑制するの結果となるへし

■小工業の簇生は工業經濟上大工業に比して不利なるは争ふへからず乃ち政
府の欲する所は此比較的不利なる小工業の簇生を抑へて大工業の設立を期せ
んとするものなるへしと雖も我國の現在に於て遽に大工業の成立を期するは
困難なるのみならず此大工業保護の爲に小工業すら成立を妨くへしとせば獎
勵法は却て撲滅法たるの結果に陥らざるへきか

■且夫れ小製鐵業は製鐵界に於て決して輕視す可らず小製鐵の相集まりて太
をなすは今日における我國の狀態にして其土地の情勢其鑛區の大小に應じ小
工業の却て經濟的なる所あり抑も事業を獎勵するは單に一二大工業の成立を
謂ふにあらず要は製鐵の供給を豊富ならしむるにあり此點よりする時は少量
の鑛石も亦棄つへからず少數の製鐵も亦輕すへからず其數量を多くする上に
於て則ち小工業の成立を閑却すへからざるなり

■農相は其委員會に於て一議員の質問に答ふるに小工業の決して打撃なかる
へきを以て更に小工業の保護は別に其法あるへきを附言せり左れと資本の
多く組織の大なるものは小資本小規模に對して優劣自ら其勢を異にするに當
り更に大工業をのみ助くへしとせば小工業は之か爲に左右せられ壓迫されさ
るへからず

■故に工業の保護は工業界一般の保護なるへく決して甲乙其待遇を異にすへ
からざるなり若し大工業の保護法を以て直に小工業に適用すへからずとせば
大工業の保護と共に小工業の保護をも講せざるへからず單に別に其方法ある
へしと云ふに至りては聊か無責任の感なき能はず

■然も大工業と小工業との保護法に於て果して相異なるを至當とすへきか同
一の特典を小工業に與ふるの果して不適當なるへきかは甚だ疑はし大工業に
免税の特典あれば小工業も之に與るを至當とせざるへきか若し同一の保護を

以てするの政府の都合上不利なりとせば今少しく其制限を寛にするの適當にあらざるか議會の修正を望む(大毎)

● 中外商業新聞は製鐵業の獎勵其根本政策如何と題し

我國に於ける鐵の需要年々増加し、特に時局以來、一層之を激増したるが爲め製鐵事業保護獎勵の議民間より盛んに起り、遂に前内閣に於て漸く枝光製鐵所を擴張し、一箇年三十萬噸の製造能力を倍加し六十萬噸の製造能力と爲すに至りしか、大正五年度に於てすら我國一ヶ年の鐵需要は百三十萬噸にして、六十萬噸の製造にては其半にも達せず、況んや本年に入りては百七十萬噸を要せんとするに至れるのみならず、過去需要の趨勢を見るに十年間に二倍の需要額に達し、將來製鐵、造船、鐵道、建築事業は勿論、器械工業等の更に發達すべき形勢より考ふれば、向來十年後の需要額は或は三倍四倍にも達すべきを以て、到底官營製鐵所の擴張のみに依り之か供給を待ち得へきに非ず。民間製鐵事業の保護獎勵は實に急務中の急務たらすんはあらず。今回政府が議會に製鐵獎勵法案を提出するに至れるは、蓋し之か時代の要求に應せんとするものなるべく、余輩の意を得たる所也。

獎勵法案の骨子は、三萬五千噸以上の製造能力を有する民間製鐵事業に對し(一)土地收用法を適用し(二)十年間營業稅及所得稅を免除するにあり。從來停車場工場の設立あるや、土地所有者が價りに買價價格を騰貴せしめ、其の事業の進行に支障を來さしめたるの弊少からず。製鐵事業に對し土地收用法適用の特典を與ふるは、蓋し以上の如き弊を矯正し、其事業の進行に利便ならしむるにあらん。營業稅所得稅の免除か事業の保護獎勵に効あるべきは論を俟たざるか、保護の單位を製造能力三萬五千噸以上としたるは如何なる理由なるか察する所餘りに小規模の事業迄も保護するの必要無きを認めたるに由らんか。遅滞ながら政府が製鐵事業の保護獎勵を圖るは、誠に機宜に適したるものにして、現に東洋製鐵會社も此法案の決定實施に依り、愈々其事業に着手せんとし、我國民間製鐵業が發達の機運に向はんとするは、我輩大に之を祝す。

然れとも戰時中特別の事情多く、米國の如きは今回輸出制限令を發し、石炭及び穀類の輸出制限を行はんとし、鐵類の如きも屢々輸出制限の噂傳へられたる程なれば將來戰局の發展如何に依り、或は鐵類の輸出制限を行ふに至るやも知るへからず。勿論外交當局者は之に關して夫々考慮を爲せることなら

んも、余輩は此等の事情を看取する時は、我が製鐵事業は急速に之か保護獎勵の要あるを思はざる能はず。更に大に攻究を要すべきは根本的製鐵政策なり。我國が將來製鐵事業の獨立を圖るべきは、朝野全く異論無きことなるも急速に獨立政策を樹立すべきか、將た内地造船工業等の事を思へば漸進的なるを可なりとすへきか、之か計畫方針を確立するを要し、特に關稅政策は最も重大なる關係を有するも、政府當局の未た之に關し確乎たる成案無き者の如し。即ち此等根本の問題を解決するに非ずんば、所謂製鐵事業の獎勵も一時の糊塗策なるを免れざる也。余輩は今回の提案を以て甚だ微溫的な獎勵方法にして猶ほ大に研究の要あるを認むるのみならず、更に進んで根本的製鐵政策の解決を圖るの急務なるを思はすんは非ず切に政府及び議院の考慮を望む。(中外)

● 衆議院豫算總會に於ける製鐵問答(五月廿七日)

▽ 製鐵所擴張

三土忠治氏は政府の製鐵所擴張に關する計畫が朝三暮四殆ど何れを可なりと信すへきか疑ひなき能はずと質問す

▲ 仲小路農相 答へて曰く製鐵の問題に就ては今日官民共に頗る苦心せり政府に於ても亦其の發展に關し大に腐心しつゝありて第三期擴張の如きも成る可く速に之れか完成を期し以て今日の急に應せん所存なり製鐵所第三期擴張計畫に關する豫算か前内閣以來屢々變更せらるゝに至りたるに就ては本大臣も當初三土氏と同様の疑問を抱きたるも精査の結果已むなき事情の存するを知れり即ち鐵原料の價格は朝を以て夕を計るへからざるものなり従つて製鐵所の收益關係にも多大の變動を免れず擴張計畫には變動を生せしめざるへし

と答ふ

前日に引續き二十九日午前九時四十分開會

▽ 製鐵保護に關し

清水市太郎氏は

製鐵業保護は單に法案たけにて實行を期せらるへきに非らず關稅等に就ても政府は相當の考慮を爲しつゝありやと質せしに仲小路農相は

今日我國に於ける鐵の需要著しき者あるを以て必要な鐵類に對しては關稅引下げ等の方法に依り需要を充たす必要なしも限られず政府に於ても

慎重に考慮しつゝあり
清水氏尙ほ

農相は需要を充たす爲め關稅引下けに意ある模様なるか米國に於ては千二百萬噸以上の生産過剩を生したる状態なりと云へば若しダンピング（投賣り）の如き手段に出てらるゝ場合は帝國の製鐵業は非常なる打撃を蒙る可し目下製鐵業擴張の聲瀕りなる時期に於て此の危險を豫防し且つ産業を獎勵せんか爲には寧ろ關稅を引上ぐるを以て適當なりと信す如何

仲小路農相は

製鐵業獎勵の大目的を貫徹するには相當保護を加ふるの必要あり然かれとも目下の場合止むを得ざる必要を充たすには前段述べたる如き手段を執るの已むを得ざる場合あらん

清水氏は夫れより鐵鑛石の準備に就て質問せしに仲小路氏は政府に於ても其必要を感じ大に考慮せるのみならず目下其實行に着手し各種の調査を開始したりと答ふ仍つて清水氏は論鋒を外相に向け外國鐵石の取寄等に就て外務省も盡力するやと質せるに本野外相無論なりと答へたり

●議會に提出せる製鐵業獎勵法案

第一條 一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製鉄能力を有する設備を以て營む製鐵事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す

前項の規定に依り他人の土地を收用又は使用し得べき製鐵事業の範圍は勅令を以て之を定む

第二條 一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製鉄能力又は製鋼能力を有する設備を以て製鐵事業を營む者には命令の定むる所に依り開業の年及其の翌年より十年間其の場所に於ける事業に付營業稅及業務より生ずる所得に對する所得稅を免除す

前項の規定に依り營業稅及所得稅の免除を受へき製鐵事業の範圍は勅令を以て之れを定む

第三條 一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製鉄能力又は製鋼能力を増加する設備を爲したるときは能力増加の年及其の翌年より十年間其の増加したる能力に付前條の規定を準用す

第四條 前二條の規定に於て三萬五千佛噸とあるは低炭鉄製造事業に付ては三千五百佛噸とす

第五條 農商務大臣の認可を受けたる計畫に基き命令の定むる期間内に製鐵能力の設備又は其の能力増加の設備を完成するときは其の完成の年を以て

第二條の開業の年又は第三條の能力増加の年と看做す

前項の規定に依る設備完成前其の設備に依り事業を營む場合に於ても其の能力に付營業稅及所得稅を免除す但し前項の期間内に設備を完成せざるときは此の限に在らず

第六條 製鐵の事業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認むべき事實ある者は前事業者か本法に依る營業稅及所得稅免除期間内に在るときは其の期間を繼承す

第七條 北海道府縣及市町村其の他之に準すべきものは本法に依り營業稅及所得稅を免除せられたる製鐵事業者に對し其の免除せられたる部分に相當する資本金額從業者營業用の工作物若は物件使用動力又は收入を標準として課稅することを得す

附 則

第八條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第九條 本法施行の際現に製鐵事業を營む者本法施行後三年内に一の場所に於て第二條の能力を有するに至りたる場合に於て開業の年の翌年より十年を經過せざるときは命令の定むる所に依り殘期間第二條の規定を準用す

第十條 本法施行前より一の場所に於て第二條の能力を有する設備を以て製鐵事業を營む者其の開業の年の翌年又は第三條の能力を増加する設備を爲したる年の翌年より本法施行の日迄に十年を經過せざるときは命令の定むる所に依り殘期間第二條又は第三條の規定を準用す

第十一條 第四條及第五條の規定は前二條の規定の適用に付之を準用す

第十二條 第二條の能力を有する製鐵事業の設備又は第三條の能力増加の爲必要な器具機械其の他の材料を輸入するときは本法施行の日より十年間勅令の定むる所に依り輸入稅を免除す

第九條の規定に依り設備を爲す場合亦た同じ

△理由 製鐵事業を保護獎勵する爲他人の土地の收用及使用の途を開き且營業稅所得稅輸入稅等を免除する爲製鐵事業獎勵法制定の必要あり是れ本案を提出する所以なり

●製鐵業獎勵法案

仲小路農相の説明に對し

△中村啓次郎氏自席より

(一)大體の方針には異論なきも同一の場所に於て三萬五千噸以上の生産を有する事業にのみ保護を興ふる眞意如何(二)保護の年限十箇年とあれど製鐵事業の如きは三四年間の保護にして十分なり(三)此政策を實行すると同時に今後發生する同様の性質を帶ぶる事業に對し營業稅所得稅免除の意ありや(四)政府に小製鐵事業者を保護するの思なく單り大製鐵業者のみを庇護するは製鐵獨立の國家的見地より見て甚た當を得ず(五)營業稅所得稅を免するか如き不公平なる保護方法を執らす寧ろ海外より輸入さるる鐵材に輸入稅を課するの方針を執りては如何

△仲小路農相 三萬五千噸以上の能力あるものは國家將來の製鐵事業に資するを得へしと信したればなり年限については二十五箇年の希望さへあり尙關稅については研究の結果徹底的解決をなさん事を望めり

△關直彦氏 本案の趣旨とする製鐵保護が國家の急務たるについて我々も同感なり只其保護の方法として土地收用法の適用と所得稅營業稅の免除のみを擇はれたるは何故そ今少し徹底的の政策に出てきりしは如何嚮に染料保護を實行して以來同事業は非常なる發達をなせり製鐵の如き國家的事業は寧ろ染料以上の緊要事ならずや本案は一部事業家の獨占的傾向を助長するの虞なきか今少し一般的に保護方法を講じては如何

△仲小路農相 政府の保護は事業の盛大を期する上に於て却て害あらずや根本の原則は矢張り自營となすを可とするに似たり
と述へ高見之通氏『郷里の鑛山』を例に引き小製鐵業者にも保護を興ふるの要なからずやと説き農相の答辭あり十八名の委員附託

●製鐵獎勵問答

衆議院委員會

製鐵獎勵法案委員會は三十日午前九時二十分開會元田委員長の招きに應じて仲小路農相は法案の要旨を左の如く説明す

時局の結果として鐵の需要は年々著しく増大せらるゝに不拘我國現在の生産能力は甚しく微弱にして且つ輸入も亦意の如くならず斯の如き有様なるに於いて一朝有事の際に於て工業の獨立は到底望む能はざるを以て既に政府は製鐵所を擴張し之か完成年限の短縮を企圖する等種々補足の方法を講しつゝあるも此際徹底的に製鐵事業の發達を促進せしむる爲め本案を提出したる次第なり

右に對し委員福井三郎、藏内治郎作、清水市太郎、井原喜代三、井上角五郎の諸氏より左の質問を爲す

一、本法の適用を受くべき資格として製銑能力は三萬五千噸とあるも之れ以下の小規模のものに對しては保護するの必要を認めざるや且つ本法實施せらるゝとせば直に適用を受くべきもの幾個所將來受け得べき見込のあるもの幾個所なりや

二、本法の施行は製鐵の生産能力の増加を目的とするものなりや或は一朝有事の際を慮りて工業動員の必要上大工場の設立を獎勵する意味なりや且つ本法適用期限を十ヶ年とせし理由如何

三、外國にては生産費の遞減を圖る爲め電氣製煉漸次盛んとなりつゝあるか我國に於て將來水力電氣を應用する場合三萬五千噸の生産に要する電力一萬二千キロワットを供給する見込ありや

四、能力三萬五千噸は製銑製鋼何れか一方のみに據るものなりや双方合せし數量にて宜しきや若し製鋼のみとすれば今日何等保護を加へずとも事業開始後一ヶ年にして尙且つ多大の収益を擧げ得へしと聞く夫れにても保護を加へて差支なしと思惟するや

右に對し崎川政府委員左の答辭を爲す

一、小規模の工場と雖三ヶ年以内に三萬五千噸に能力増加せば保護す

二、直ちに適用を受くべきものは釜石製鐵所、北海道輪西製鐵所、の二ヶ所に將來受け得べきもの約十六七ヶ所なり

三、本法によりて生産増加を圖ると共になるべく大規模工場の設立を希望す且つ適用年限の十ヶ年は技術の進歩と經濟的基礎の鞏固を期するには必要と認む

四、電氣製煉は外國にても優良製品のみに應用せらるゝやに聞くのみにて夫以上は不明なり

五、能力三萬五千噸は製銑、製鋼、何れか一方にても能く且つ双方合せしをのにても宜し、製鐵のみ生産する場合現今は利益あれど時局後は保護の必要あるへしと思ふ

之にて本日は打切る事とし井上委員より政府委員の答辭要領を缺くを以て次回より専門技術者の出席を要求し將來本法の適用を受け得べき見込の工場數は取調杜撰なれば詳細なる調査を希望して同十時四十分散會

◎製鐵質問繼續

衆議院製鐵業獎勵法委員會は三日午前十時開會井原百介氏(憲政)は銑鐵並に製鋼の企業の難易に就て問ひ之れに對して製鐵所技師服部博士詳細に説明する所あり、次いで政府の該案提出趣旨として仲小路農相

時局に際し國家の進運上鐵の缺陷を感せしこと最も甚大なりし今日該案の提出は正に國家として採るべき最善の方針なりと信す國家の事業は一つに政府の力のみを以て爲す能はず殊に國家的事業たる製鐵業の如き民間の協力に俟つ所多し該案は生産能力三萬五千噸以上の工場に對し獎勵を爲すも決して小規模の製鐵所を壓迫する事なし小規模の工場に對しては既に免稅により保護の方法を講じ居れり、大規模の製鐵所には特種的のものを、小工場には一般的の生産品を製造せしむるを以て其間自ら生産品の差異あるへし電氣製煉所に對しては特に除外例を設けたり又生産噸當りの獎勵法を採るへしとの説あるも今日の狀態にては全く不用なるへし生産品の市價暴騰は自然的の獎勵方法たるなり要するに該案の提出は目下の國家的大缺陷を補ふと同時に將來我國の鐵事業の基礎を確立するの趣旨に出てたるものなり

と述へ次いで井上角五郎氏は之に對し左の質問を爲す

一、大規模工場の設立に對してのみ獎勵保護するに現在の我國製鐵事業の狀況に照して小規模工場の滅亡を意味するものと信す如何

二、日本には三萬五千噸以上の製鐵事業に對し一ヶ所にてよく其原料を供給すへき鑛山なし如何

三、大工場と小工場との間に生産品種の分野なし而も競争起りし時大工場は保護あれば鬼に鐵棒の感あり如何

四、電氣製煉等は熟練せる職工乏しく一時に大規模の企業は望む能はず、斯く總ての點に於て三萬五千噸云々の制限は實際に適用するは不合理にあらざるか

と述へ仲小路農相との間に二三の質問應答あり更に本田恒之氏の質問に對し農相

利子補給法は産業獎勵の一方法なれと時に補給に馴れて事業を閑却するの弊なきを限らざるを以て特に製鐵に關しては租稅免除の方法を講せり再三説明せし如く小工場を壓迫するの意志なし國家の進運に際し小事業の保護に重きを置き大企業の企業を阻止する能はざるへし況んや該案に對しては特に小工場の保護をも講ずる所あるなり

と辯し正午休憩、午後四時半再開、

高松正道氏(國民)の質問に對し農相

該法案の成立により大工場の勃興は必ずしも小工場に影響なきを保せず、故に該法案の制定と同時に小工場に對して何等か適當なる保護の途を講ずべきか未だ具體的の發表の時機に達せず、又町村税との關係に就ては政府は多大の注意を拂ひ居れり特に室蘭に於て其の實例を見る詳細は政府委員より詳説すへし

と答へ崎川鑛山局長より室蘭の町税を引證して詳細説く處あり、次に古谷久綱氏(政友)と崎川鑛山局長との間に二三の質問應答あり、更に農相

内地に於ける鐵鑛山の開發は勿論なれと未だ開發に對する具體的の保護政策を發見せず、内地の鑛山には自ら採鑛量に制限あり、將來製鐵業の基礎を確立する目的のため鐵鑛の豊富なる東洋方面に着目し目下調査の歩を進めつゝあり

と敷衍す、次で清水市太郎氏(政友)は噸當獎勵法を設くへしと説き仲小路農相は再び午前の説明を繰返すそれより藏内治郎作氏(政友)は既設の工場にも補助の途を講ずへしと唱へ仲小路農相は噸當り獎勵と同様價格の騰貴は自然の獎勵法にして始に補助の必要なかるへしと説き川原茂輔氏(政友)は原料たる鐵鑛は勢ひ外國に仰かざる可からず此際外務大臣の出席を乞ひ其間の消息を聴取したしとて次回に外相の出席を求め午後六時散會

●製鐵質問繼續

製鐵獎勵法案委員會は六日午後二時開會川原茂輔氏(政友)は

獎勵法に依る免稅の爲め室蘭の如きは地方税の三分の一を失ふこととなる之れに對し新なる財源ありや

と問ひたるに後藤内相

寄附其他の圓滿なる方法に依り解決し得へしと信し居れり

と答へ古谷久綱氏(政友)の質問に對し後藤内相の答辯あり、元田肇氏(政友)の質疑に對し内相より法律のみにて律する能はず、良慣習あれば其れに依るを可とすと答へ中村啓次郎氏(政友)は町村の負擔を重からしめ犠牲に供せしむるか如きことなく外に良法なきやと問ひ内相は

政府は市町村の損害とならずと信す此上は議論となるへきに依り答辯する能はず

藏内治郎作氏(政友)より重ねて何等か外に良法なきやと問ひ、内相良法あら

は承はり置くへしと答へ、次で外相に對する質問に入り元田肇、川原茂輔兩氏の質問に對し外相

製鐵事業の原料は内國産にては十分ならず、其多くは大治に仰けり、將來も隣邦支那に仰くの外なしと考へ居れり、鐵山所在地に就ては、外務、農商務、民間等にも種々調査中、政府として出來得る限り間接直接に便宜を與へ其隆盛を期し居れり而して原料を支那に得るに就ては支那の利益も考慮せざるへからず

と答へ、元田氏は政府は便利を與ふる位に止めず進んで或確信の下に盡力するの意思なきやと問ひ外相は政府の方針に就いて所管外なるに依り答辯し得ずと答へ清水市太郎氏(政友)と外相との間に問答あり古谷久綱氏(政友)は本案保護目的の一は東洋製鐵所なるか其原料は支那桃車站なりとのことなるか之れか原料供給に就き安心信頼し得る約束ありや

と問ひ外相は會社方面の言ふ處に據れば大丈夫なりと云へり、尙政府も必要なる措置を執り又將來も盡力する考へ也と答へ、川原氏は政府の鐵に對す決心を聞きたしと希望し外相

本問題は國防上重要なに依り種々調査中なるも政府は未だ決して之れにて十分なりとは認め居らず、一層勉勵して努力する處あるへしと答へ次に農相に對する質問に移り古谷久綱氏より鐵に對する政府の具體的方針を問ひ仲小路農相は

目下産業調査會にて戦争以來種々の點に就き調査中なるか其中主なるものは鐵と石炭にして特に鐵に就ては將來如何に之れか需要を充すへきかに解決を與へんとしつゝあるも原料か内地産のみにては不十分なるに依り屬領地、外國の調査を爲しつゝあり、固より運搬、運輸の便も考慮せざるへからず、此等條件を具備せる鐵山も既に調査済となれるものあれと言明し能はず

と答へ川原茂輔、中村啓次郎(政友)兩氏と服部博士との間に技術上に關する二三の問答あり、本田恆之(憲政)鵜澤宇八(憲政)兩氏と押川製鐵所長官との間に第三條、第九條の解釋に就き質疑應答あり、井上角五郎(政友)古谷久綱兩氏と押川長官との間に第一條、第二條、土地收用の恩典を反くるの範圍に就き數次の押問答あり、結局押川長官は

製鐵所には土地收用法の適用を許し製鋼所には此恩典を與へず、理由は製鐵には多大の土地を要するを以てなり、製鋼には全く之れと相反す

と明答し井上角五郎氏は技術家派遣を希望し、尙藏内治郎作氏は押川長官に對する製鐵、製鋼の保護の厚薄に就き追及あり、最後に元田肇氏低價鐵の定義に關し服部博士に質す所あり、結局政府の答辯は到底委員の了解する所とならざるに依り次回には他の技術員政府委員の出席を求め質問を繼續することゝし同四時五十分散會せり

●製鐵獎勵修正可決

製鐵業獎勵法案衆議院委員會は九日午後一時半開會先づ古谷久綱氏(政)の左記修正案提議あり本田恆之氏(憲)も別種の修正案を出し高松正道氏(國)は政友會案賛成の旨を述べ次で仲小路農相は簡單に政友會の修正案に異議なき旨を述べ斯へて討論終結、採結の結果は古谷案大多數にて可決確定

▲政友會修正案

第一條 「製鐵能力」の次へ「又は製鋼能力」の六字を添加する事

第二條 「三萬五千佛噸」を「三千五百佛噸」と改むる事

第三條 同上

第四條 全文削除

第五條以下 順次一條つゝ繰上げの事

第六條(原案第七條)「但し市町村其他之に準すべきものにして特別の事情に基き主務大臣の認可を受けたる場合は此限に非ず」の但書を加ふる事
第十一條(原案第十二條)を修正して次の如くする事「第一條の能力を有する製鐵事業の設備又は一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製鐵能力若くは製鋼能力を増力するの設備を爲す爲め必要な器具機械其他の材料を輸入する時は本法施行の日より十年間勅令の定むる所に依り輸入税を免除す

第八條の規定に依り一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製鐵能力又は製鋼能力を有するに至る爲め必要な設備を爲す場合亦同じ

斯く修正の結果として(一)營業税、所得税の免除は一年三千五百佛噸の能力を有するに過ぎざる者にも及ぶ事となり同時に(二)市町村税の如きは之を附加せししたる原案は除外例を設けられて場合に依り附加され得る事となれり併し事實上の問題としては例せは室蘭に於けるか如き從來爲し來れる者を認め來れるに止まり但書か特に新例の現出を懸念したるには非ず又(三)製鐵は範圍を擴めて製鋼をも含む事となれる也要するに修正案は小企業をも保護獎勵の恩典に浴せしむる事とし製鐵業の範圍を明確に廣く解釋する等積極消

極共に大體上原案以上に保護獎勵の趣旨を徹底せしむることとなれり

●衆議院本會議に於ける製鐵業獎勵法案

委員長元田肇氏の報告あり憲政會の

▲本田恒之氏 製鐵業獎勵に關しては原案三萬五千噸以上に對して所得稅營業稅機械輸入稅等の免除並に土地收用の特典を與ふる事に對しては全然賛成なるか右資格を同君修正案の如く最低三千五百噸とするは餘りに低きに失す我々は獎勵すべき最低は一萬五千噸級の製鐵所としたし又如何なる小製鐵所と雖も本法實施前にありたるものは之に保護を與ふる事としたしと政友會の

▲古谷久綱氏 我々か憲政會の修正案に反對する理由は我國實際の製鐵所發達の狀態に鑑み之か獎勵を爲すべきものゝ最低を三千五百噸級の製鐵所と修正せるものなり此理由は憲政會の修正の如く一萬五千噸以上とする時は大製鐵所に重く小製鐵所に軽く公平均等を失するものなり而して憲政會の云ふ如く本法實施前にある製鐵所に對しては如何に小なるものに對しても獎勵の途を取るべしと云ふも三千五百噸以下に對しては之を獎勵するの必要なしと信す最後に政府當局に一言せん何か故に三千五百噸級の製鐵所に對して獎勵せんとするの意なきや

と述へ降壇元田委員長より

古谷氏の修正意見に余は賛成なり

と述ふ

▲大同議長 本案に對する採決をなす順序を定むべし本田氏の修正案を最初に古谷氏と委員會との同様なる部分は委員會案とし古谷修正案委員會案の順序によりて採決して異議なきや

と満場に諮り異議なく本田氏の憲政會修正案を起立に問ひ少數否決次て

△古谷氏修正案

△委員會報告案

を夫々採決を起立に問ひ夫々多數にて可決確定

●貴族院に於ける製鐵問答

△井上匡四郎子 製鐵問題は前議會以來の問題なるか今回の製鐵獎勵案は現在の鐵の不足救済には觸れず政府は鐵の需要供給問題を如何にする積りなるか鐵工業を盛んにせんとせば原料を潤澤にせざる可からず之に對し政府は如何にする積りなるか銑鐵缺乏の救済は焦眉の問題なるか之れに對する

政府の方策如何

△仲小路農相 鐵の供給に就いては何とか解決し度しと努め居れり製鐵調查會の決議を尊重し免稅土地收用其の他の特權を與へ當業者を保護したしとの趣意より獎勵案を提出せり銑鐵鋼鐵の需要増加したるに現在にては製鐵所か一箇所のみなれば供給甚だ困難也製鐵所の擴張を計り之れに應せんとせり鐵石の供給問題に就ても最善の努力を爲す積り也

△井上子 銑鐵の不足額如何

△仲小路農相 書面にて答ふべし

△井上子 之れに對し何等かの施設を爲し居れりや

△仲小路農相 海外よりの供給を仰かざる可からず

△押川長官 鐵爐の改良は困難なる問題なるも多少鐵石を増し得るに至れり次て高崎親章、仁尾惟茂氏は質問を撤回したれば質問を終り零時十分散會

●貴族院に於ける製鐵獎勵法案

製鐵業獎勵法案（十一日）

仲小路農相法案の趣旨を説明したる後本案に對しては衆議院に於て數箇條の修正あり其内には政府の同意し得るものもありて同意し兼るものもあり但し此修正は政府案の根本を破壊する程の者には非ず委細は委員會に於て陳述すべしと述へ何等質問なく直に委員附託

●本會議に製鐵獎勵附議（十二日）

時に松岡康毅氏は此場合日程を變更し

▲製鐵業獎勵法案

を議題とせられ度しと提議し議場の同意を得たるを以て松岡康毅氏委員長として登壇

衆議院の修正中二箇條に就ては委員會も同意を表したるか第二條中三萬五千噸と在るを三千五百噸となしたる修正には反對の意嚮多く結局原案の三萬五千噸に復活し他は衆議院の修正を認めたり

と述へたるに阪谷芳郎男は三千五百噸と云ひ三萬五千噸と云ふも要するに程度問題なり然るに之を三萬五千噸と定めたる根據如何と委員長に質したるも委員長の答辯不明なるを以て更に政府に質問せるに仲小路農相

製鐵調査會に於ては先づ日に百噸を根據として一年三萬五千噸位を製造するは我か民情に適したるものと信し本案の基礎とせる次第なりと述へ之れにて質問を終へ讀會を省略して委員長報告通り決定す

●兩院協議會

(兩院互譲可決)

製鐵業獎勵法案に關する兩院協議委員會は十三日午後一時より兩院協議室に開會先づ兩院何れより議長を出たす可きやに付き抽籤を行ひたる所貴族院側の引當る所となりたるを以て貴族院側の議長松岡康毅氏議長席に着き直に會議に入る劈頭元田肇氏は衆議院に於て原案に修正を加へたる理由を説明し鈴木梅四郎氏は貴族院の原案復活理由を質問せるに對し井上匡四郎子詳細に▲貴族院の意嚮を述へ將さに討論に入らんとせる際貴族院側の一木喜徳郎氏より此際兩院協議委員の各議長を加へ各四名宛の委員を選出して小委員會を開き今少し折衝を試みては如何との動議あり貴族院側も之に同意したるを以て兩院より左の委員を選出し小委員會を開く事となりて二時二十分一先づ休憩せり

(貴族院)議長松岡康毅、一木喜徳郎、井上匡四郎子、藤田四郎

(衆議院)議長元田肇、床次竹二郎、古谷久綱、鈴木梅四郎

仍つて小委員會は直に貴族院の談話室に參集種々交渉を重ねたる結果貴族院側に於て

▲漸次讓歩して 結局左の成案を得たり

(第二條)一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製造能力又は製鋼能力を有する施設云々と在る中衆議院は之れを三千五百佛噸と修正せるか小委員會に於ては更らに五千二百五十噸に修正し以下第三條に於ても之れに習ふ事となせり

(第四條)は始め衆議院に於て全部削除したるも小委員會に於ては再び之れを復活し「前二條の規定に於て三萬五千噸とあるは」の項を五千二百五十佛噸に低燐銑鐵製造事業に付ては三千五百佛噸とすの項を二千五百佛噸に修正する事となし其終りに前項の低燐銑鐵の成分は勅令を以て之れを定むの一項を加ふ

然れども衆議院に於ては當初より院議を固執して一步も譲らざる方針なりしに依り所屬黨派の同意を經る必要あり其爲め此の決議を保留して四時三十分散會衆議院の各委員は黨員の同意を經可く退室し國民黨は代議士會を政友會は幹部會を開き夫々協議を凝したる處主義に於て精神を沒却せる修正に非一らざるを以て兩派共

▲小委員會修正 是認する事となれり仍つて協議委員一同は五時十分再び兩院協議室に參集元田肇氏より小委員會の經過を報告し併せて政府の意嚮を質す事となりたるを以て仲小路農相其席に臨み已むを得ざるを以て政府も同意の旨を言明せり是に於て久保田讓男は貴族院を關直彦氏は衆議院を代表し夫々賛成意見を述へ滿場一致にて小委員會の成案を可決し五時三十五分散會したり

●兩院協議會

△小委員會開會

十三日開かれたる製鐵獎勵案兩院協議會は一旦休憩となり別室に小委員會を開きたること前報の如くなるか其後報を記さんに最初は貴族院側も頗る強硬にして容易に讓歩すへき模様なかりしか種々折衝を重ねたる結果漸く左の如き成案を得て四時半散會せり

(一)第一條及第二條の一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製鋼能力又は製鋼能力云々とあるを衆議院は三千五百佛噸と修正せるか小委員會に於ては何れも之を五千二百五十佛噸に修正する事

(二)衆議院に於て全部削除せる第四條を復活せしむると同時に三萬五千佛噸とあるは低燐銑鐵製造事業に就ては三千五百佛噸とすとあるを五千二百五十噸とあるは低燐銑鐵製造事業に就ては二千五百噸とすと修正し尙第二項として低燐銑鐵の成分は勅令を以て之を定むの一項を加ふる事

右終つて再び兩院協議會を開き元田肇氏より小委員會の經過及び結果を報告し久保田男及關直彦氏賛成意見を述へ更に政府側の意見を徵することゝしたるに仲小路農相夫れに異存なき旨を言明せるより滿場一致を以て小委員會案を可決し五時半散會せり

十三日衆議院に於ける議事録

●製鐵獎勵法案兩院協議案

を議題とし

▲元田肇氏 登壇

協議會に於ては本院より貴族院側に對し原案復活の理由等に付き二三の質問を爲したる上貴族院より小委員會を設け懇談したしとの提議ありたるを以て之に應じたるか委員會にては種々懇談の結果貴族院側にては本院修正の意ある所を了解し遂に一の成案を得たり即ち第二條の修正個處を五千二

百五十噸と改め第三條も之に伴ひ修正し第三條は二千五百噸に改め且つ第二項を設けたり其他は條文には本院案より一ヶ條増したり要するに本院の三千五百噸よりは多少増加し折合ふ事となりたるなり而して此成案に就ては兩院委員何れも賛成し政府之に満足せり故に本院に於て全院一致を以て可決されたし

と報告し滿場異議なく之に決定す

十四日の貴族院は特別議會最終日にして豫算全部の可決せらるべき日なり午前十時開會寺内首相以下國務大臣全部出席す書記官の報告型の如くにして日程に入る

●貴族院に於ける兩院協議會成案

△松岡康毅氏 議長に麾かれ委員長として報告をなす可く登壇

昨日午後一時より協議會を開き兩院側より修正に關する意見を陳へたる後小委員を設くることとなり本案を成立せしめたきことは兩院共に希望する所なれとも各主張あり容易に一致せざりしか協議の結果遂に一の成案を得たり其案は諸君の御手許にあり即ち製銑製鋼能力を互に譲歩し五千二百五十佛噸と改めたること本成案の骨子なり(とて既掲の成案を説明す)而して協議會は此案を可決し衆議院亦昨日此成案を可決せり本院も此成案に賛成せられんことを望む

△山脇玄氏 政府案にて製鐵能力を三萬五千噸と定めたるは十分調査の上にて成れるものゝ由は嘗て政府委員の説明せられたる所なり兩院協議員は何處に見る處ありてかゝる數字上の懸りをなされしか

△仲小路農相 政府が三萬五千噸以上を特に保護したる趣旨は先日既に述べせり衆議院修正は三千五百噸のものにも只所得稅營業稅だけ免除したしと云ふにあるを以て必ずしも政府案の根本を破壊するものにあらす本法の成立は政府の衷心希望する所なるか兩院協議會にては互譲の結果一の成案を得たり既に成案出來たる以上は政府にても協議員の苦勞を多とし是に對して同意を表したし

茲に於て高木男の發議にて賛成多數協議會成案可決確定せり

●米國輸出禁止影響 米國政府は本月八日布告を發

して小麥其他二十三商品の輸出に際しては政府の特許を得

せしむる事となしたる由禁止品目中には銑鐵、鋼棒、鋼板、鐵鋼各種形狀屑物等を包含せるか鐵材は本邦現下の重要需要品なる丈に假令絶對的輸出禁止にあらざるにせよ米國今後の監理如何に由りては多大の惡影響を蒙るなきを保せず尤も本邦は協商國の一なれば他の中立國に比して寛大の處置に接すべきは明白なるも當業者は特に左記事項に就き憂慮し居れり

一、本邦か假令協商國としての待遇を受くるも事實交戰狀態にあらざる本邦に對し果して英、佛其の他協商國に對すると同様の好意を表し與るゝや否や殊に昨年末以來の同國製鐵業者の意嚮より見るに本邦に對するか如き原料輸出に就ては甚だ喜はざるものゝ如く今後本邦に對する輸出は大に制限さるるに至るへし

二、假令特許の下に輸出さるゝとするも既約品中先物は或は特許を得る能はざるに至るなきかの懸念なしとするも今後の先約定か從來通り成立するや否やは大に疑はし

而して上記鐵類中目下輸入さるゝ大部分は鋼板及び鋼棒の特殊物(本邦に於て製造不可能の三吋以上三分以下のもの)にして八、九月積出の約定品最も多く中には本年十一月積出品もある由銑鐵は川崎造船所が一萬噸見當の約定締結し居る外餘り問題とならずと。

●製鐵所損益高

八幡製鐵所は創立以來明治四十二

年迄缺損續きにして三十三年の最低二萬三千六百七十八圓より最高四十年の百六十九萬四千二百四十七圓等約一千萬圓の損失を來したるか四十二年五萬二千〇〇二圓の純益を挙げたるを始め以後逐年成績良好なるに到り歐洲戰亂後は更に活況を呈し大正四年度中に於て一千三百五十萬七千八百三十三圓の純益を見爾來非常の好景氣にて副産物の生産額も亦夥しく今同所にて發表したる五年度中の純益は三千五十七萬五千五百七十二圓てふ莫大なる額に上り總益金合計六千八百十八萬二千九十八圓に對し總支出經費を差引六百〇三萬七千五百七十七圓の利益にて既に創立以來の資本金は回收したる譯なり猶六年度は更に以上の好成績を擧ぐるならんと創立以來の損益を示せば左の如し

年 度	損 益 (△は損)
三十二年	二二九圓
三十三年	二、三六七八
三十四年	一二六、七二五二
三十五年	一三四、四七七八
三十六年	九八、九一八四
三十七年	九九、〇一七五
三十八年	九六、三一九三
三十九年	一六九、七五一
四十年	一六九、四二四七
四十一年	一二八、〇六八三

四十二年	△ 八八、〇九六二
四十三年	五、二〇〇二
四十四年	一五四、六二八五
大正元年	四八三、八七六四
大正二年	四四〇、四八六〇
大正三年	六二五、四五五〇
大正四年	一三五〇、七八三三
大正五年	三〇五七、五五七二

●電氣製鋼の製鐵企畫

名古屋市熱田に工場を有

する東京丸の内株式會社電氣製鋼所に於ては現任の事業既に完成したるを以て近き將來に於て之か擴張を計畫し木曾山中に一大製鐵所を設置せんとす則ち資本金一千萬圓を投して製銑製鋼年額約廿萬噸を得んとするにあり而して自用電力は専用の發電所を設け内地最廉の電力を以て斯業に充てんとするものゝ如く之か出願認可近きにあるへしと云ふ

現技師長工學士内山繁氏は夙に電氣製鋼事業に着眼し前就任地八幡製鐵所に於て既に令名あり同會社の骨子たる福澤桃介寒川恒貞兩氏又實業界に定評あり敏腕なる企業家を有する同會社は頭腦明晰なる技術者と相待つて茲に戰中戰後如何なる發展をなすか蓋し注目し價するものあらん。

●小倉製鋼所現況

東京製鋼株式會社小倉製鋼所は昨年一月鋼索原料の線材並に條鋼製造の爲め設置せられたるものにして第一期平爐工場(二十五噸シューメンスマルチ

ン爐) 及附屬建物は昨年九月竣工製造作業を開始し又小形及鋼片工場は本年三月竣工條鋼製造作業を開始し線材工場は目下基礎工事中にて増設すへき平爐(二十五噸二基)及瓦斯發生爐は既に基礎工事を終り鐵骨組立中なるか之等各工場の完成は來る九月頃となるへく尙海面埋立約一萬坪の殘工事も九月頃迄には竣工すへし尙目下作業中の小形及鋼片工場に使用せる動力は九州軌道より四百九十キロを受電し條鋼を製造しつゝあり年製造額一萬七八千噸に達すへく原料は昨年末南洋より四千噸の屑鐵を輸入したる外地方の屑鐵及支那の銑鐵を以て之に充て製品は主として京阪方面に輸送しつゝあり全部完成の上は動力も二千七百基に増加し條鋼及線材を製造する計畫にて其製造力は現今の三倍即ち五萬五千噸に達すへし。

●櫻井製鋼場事業開始

愛知郡御器所村に新築中なりし櫻井製鋼工場は工事竣成せしを以て六月末より事業を開始したり。

●山陽製鐵作業開始

大倉組か二百萬圓を投して計畫せる廣島縣大竹の山陽製鐵所は木炭銑鐵製造の二十噸銑鑪工事完成し本月八日始めて火を入れ本月九日午前零時半處女銑鐵を出し其成績良好にて引續き木炭銑鐵製造中なるか更に二十噸の銑鑪工事中にて遠からず完成する趣き又大倉組の經營せる九州折尾に於ける資本金七十萬圓の電氣冶金株式會社工事も落成し本月十五日より滿庵鐵製造

を開始する由なり。

●東京鋼材増資

東京鋼材會社は目下擴張計畫中にてロール一基ハンマー一基其他の機械等を過般米國に注文し明年一二月迄には到着の豫定なるか此外十五噸銑鋼爐二基(二基にて一箇月千噸の能力)増設目論見中なるか明年春には着手すへく其他坩堝爐三四基増加の豫定にて現在能力は一箇月八十噸なれと竣工の上は二百四十五噸の能力となるへしと以上の擴張資金として殆ど百萬圓を要するものあり又借入金の返済に充當すへければ今回現在資本金百萬圓を三百萬圓に増資を内定し舊株一株に新株一株の割合を以て殘餘はブレミヤム付公募を爲すへしと因に同社は過般前鐵道院技監工學博士石丸重美氏取締役として就任したるか専ら技術方面を擔當し社務を執るへしと。

●日東製鋼總會

日東製鋼會社にては六月十五日午後一時より本社に於て定時株主總會を開き利益金處分案(二割五分)を附議可決したるか席上井上社長の説明する處に依れば今期は前期に比し一噸當り販賣利益の増加はなきも販賣數量に於て鋼塊は前期と同一なれと鑄物は五割方増加し打物は三倍に増加したる結果今期利益は増加したるにて右は生産數量の増加に依れりと尙同社は現在四十萬圓の拂込資本なるか此の中二十萬圓は川崎新工場に投せるものにて此の資本は未だ利益を生ずるに至らざるも七月十五日より三噸ハンマー及び一噸ハンマーを以て先づ操業を開

始すへければ下半年期に至れば利益は相當に増加すべしと。

●北米合衆國鋼鐵組合の賃金値増し

北米合衆國鋼鐵組合に於ては職工賃金を約壹割の値増及其の附屬會社雇人の給料を五〇〇ポンドに増加する事を可決し本年第五月より之れを實行せりと云ふ。之れ昨年一月一日より壹割つゝ値増ししたる第四回目相當のものにして都合加算すれば四割六歩強の増給に相當せりと云ふ。

●鋼鐵と合衆國海軍

北米合衆國海軍大臣は同國鋼鐵製造業者等と契約をなして本年中に三千五百二十萬圓の鋼鐵の貯藏品を出來せしむる筈にして其の内には水雷のみの註文三百八十一萬二千圓に達せりと云ふ。本年度内に納入すへき鋼鐵價格箇條書は海軍大臣と北米合衆國鋼鐵組合組合長との協商により昨年の委託契約書に従て海軍の支拂ひたる代價と同一のものとなせり。水雷の註文に關しては海軍大臣はブルークリンのイーダブルユーブリス會社に製造計畫を下附し最初申請に依り法律に據て各州廳は海軍材料に對しては適當の價格を設定し各私立商館は之れを遵守すべく強制せりと云ふ。

●伊國に於ける安質母の產出及輸入高

安質母鑛石の價格騰貴の爲め一九一五年以來伊國に於ては偉大なる勢力にて該鑛石採集を繼續せられたり、同年に於ける其の產出量は四、三三四噸に昇り一九一四年の五五五噸及一九一四年の一八二二噸と比較して格段の發達を示せり。

トスカナに於ては一九一三年及一九一四年は安質母鑛は更に考慮せられさりしに一九一五年に至り漸く平均三四、四五%のもの一三七噸を產出するに至り。サルデニヤに於ては最近三年間に於ける產出物の平均したるものの含有量は唯一九、五%に過ぎず。

一九一五年度に精製安質母五四七噸產出したりと云ふ。因に一九一四年度に於ける同上產出一三八噸一九一三年七六噸なりき。又同國に於ける同上輸入高は一九一五年八二五噸一九一四年一九八噸一九一三年五四三噸なりしと云ふ。

●獨逸に於ける鐵及鋼の價格

過般發行せられたる獨國新聞によれば普魯西國鐵道院總裁は昨年六月三年間の期間納入すべく購買契約を決定したる鐵及鋼の契約價格を今回壹噸に付約貳拾四圓五拾錢の値増を許可せりと云ふ。

重軌條の當時の相場は六拾貳圓貳拾錢餘にて一九一四年度は五拾五圓八拾五錢にして從て今回の戰時價格値増は最初の價格より漸々騰貴なしたると云ふ見界より許可せられたるものならんと言ふ。